

# 大阪府安全なまちづくり条例の一部改正

～ 青少年の育成に携わる者の努力義務規定 ～

特殊詐欺被害防止対策が追加された改正「大阪府安全なまちづくり条例」が令和元年6月1日に施行されました。

改正条例では、**青少年の育成に携わる者の努力義務**が規定されています。

## 第20条 特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務

## 青少年対策

第4項 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

※ **青少年の育成に携わる者**～ 青少年の保護者、府、市町村又は学校の職員、青少年を雇用して指導監督する者その他の青少年に対して助言及び指導を行う立場にある者をいいます。



## 生徒に伝えていただきたいこと

- ツイッター等のSNSやクラブ等の店、地元の交友関係を通じる等して、「モノや現金を受け取って渡すだけで、数万円もらえる高額バイトがある」「簡単に稼げる」「捕まっても罪にならない」等と誘い「受け子」や「出し子」といった特殊詐欺の犯行に引き込まれるケースが多く見られること。
- 高齢者から現金やキャッシュカード等を受け取る「受け子」と呼ばれる役割であったり、だまし取ったキャッシュカードで現金を引き出す「出し子」と呼ばれる役割は、**詐欺罪の実行犯（共犯）**になるということ。
- 詐欺罪（刑法第246条）は、**10年以下の懲役**が科される重大な犯罪であり、実際に多くの少年が逮捕されていること。
- 民事上の損害賠償で数百万円の賠償金が発生する可能性があること。
- 「受け子」や「出し子」は**警察に捕まるリスクの最も高い役割**で、犯行グループが何も知らない青少年を**捕まり役**として利用していること。
- 犯行グループは**暴力団等の反社会勢力**と関係していること。
- 一度犯行グループに加担すると**学生証や免許証等をコピーされる**ので、途中で辞めようとするれば、脅されたり、報復されたりするので**抜け出せなくなる**こと。
- 「受け子」や「出し子」に誘われたり、誘われた友人がいたら、必ず先生や保護者に相談すること。

ホームルームや朝礼等を活用した注意喚起をお願いします

# みんなで防ごう！ 特殊詐欺

大阪府安全なまちづくり条例

検索

大阪府警察本部 特殊詐欺対策室